

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

**平成25年（2013年） 4月からの国民年金の保険料は
1万5040円です。**

（2011年は1万5020円、2012年は1万4980円）

今月の末までに、口座振替一括払いにすると、3780円得です

国民年金保険料の支払いで、一番得をする支払い方は口座振替一括払いです

先週、TBSの朝の情報番組で、年金についてのことを放映していました。その中で、厚生労働省の方が、年金には、国庫補助が2分1あるので投資等を考えても有利です。と言っていました。行政の方は、一般的に言って、たてまえ論をいうことが常であります。今回の番組に出た厚労省の役人の方は本当にいい人だと思いました。ところで、また、今回も、

国民年金の保険料について考える季節になりました。保険料の支払い義務者は、20歳から60歳までの自営業者や学生、アルバイトや派遣社員等の方が該当すると考えられます。

まず、国民の支払い義務として、国民年金の保険料を支払うことに関しては、1年前納の口座振替一括払いが一番お得です。

今年の4月からの保険料は**1万5040円**になります。

各月の保険料を各月に支払いますと、**1万5040円×12=18万0480円**支払うことになります。

この保険料を口座振替一括払いにしますと、**17万6700円**ですみます。

18万0480円-17万6700円=3780円が得することになります。

ここで、2月現在の銀行の利息を考えます。

100万円を1年間の定期にすると利息が0.025%になります。

これを1年間でどれだけの利息が手もとに入るかを計算します。

$100 \text{万円} \times 0.025 \times \frac{1}{100} = 250 \text{円}$ 。その上に20.315%の税金を考えますと、（復興税0.315%）

$250 \text{円} \times 0.20315 = 50 \text{円}$ つまり、手元には200円しか利息がつかないということになります。では、1000万円を1年間の定期にすると

$1000 \text{万円} \times 0.025 \times \frac{1}{100} = 2500 \text{円}$ 。その上に20.315%の税金を考えますと、

$2500 \text{円} \times 0.20315 = 507 \text{円}$ つまり、2500円-507円=1993円

このことを考えると、いかに3780円のすごさが分かります。

ぜひ、2月末日までに、年金事務所（熊谷年金事務所でもオーケーです。）、銀行、信金、農協、郵便局へ行くことをお勧めします。